

**森の担い手育成拠点施設（ぎふ木遊館サテライト施設）企画運營業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

中津川市では、「中津川市森の担い手育成構想」の実現及び「ぎふ木育」の推進に向け、子どもから大人まで幅広い年齢層の方が木に触れ、木に親しみ、森林とのつながりを体験できる「森の担い手育成拠点施設（ぎふ木遊館サテライト施設）」（以下、「サテライト施設」という。）の整備（令和6年夏開館予定）を進めています。

この実施要領は、「サテライト施設」の企画運營業務の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものとします。

第1 業務の概要

1 業務委託名

森の担い手育成拠点施設（ぎふ木遊館サテライト施設）企画運營業務

2 業務内容

「森の担い手育成拠点施設（ぎふ木遊館サテライト施設）企画運營業務委託仕様書」
のとおり

3 委託業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務場所

所在地：中津川市付知町8581-1（道の駅花街道付知内）

構造：木造平屋建

床面積：175.55㎡

5 委託費の上限額

9,857千円（消費税及び地方消費税含む）

6 募集方法

公募型プロポーザル方式

7 選 定

「森の担い手育成拠点施設（ぎふ木遊館サテライト施設）企画運營業務委託の最優秀提案者を選定するための選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、採点評価し、その評価点を基に最優秀提案者の選定を行う。

8 事務局

中津川市農林部 林業振興課（以下「事務局」という。）

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号

TEL：0573-66-1111（内線242、244） / FAX：0573-66-1835

Mail：ringyou@city.nakatsugawa.lg.jp

9 その他

令和6年度一般会計予算において、当委託にかかる経費が減額又は削除された時は、委託内容を変更又は解除する場合がある。

第2 プロポーザルに係る事項

1 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たす者とします。

- (1) 中津川市内の社会福祉法人、学校法人、民間事業者（株式会社等）、NPO法人又は、木育や森林環境教育の実績のある団体（以下「法人等」という。）で、ぎふ木育に関する知識や経験を有する者（ぎふ木育推進員、ぎふ木育指導員、ぎふ木育サポーター）を確保できること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にないこと。また、自己又は自社の役員等が、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 法人として児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の法令違反の経歴がないこと（行政機関による定期監査等で指摘を受けた軽微なもの又は既に改善されている場合を除く。）。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定による清算の開始若しくは第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること（会社の整理終結の決定がなされた場合を除く。）。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。）。
- (10) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項及び第2項による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること（破産者で復権を得た場合を除く。）。
- (11) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (12) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (13) 契約締結日に、中津川市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (14) 中津川市から入札参加資格指名停止措置を現に受けていない者であること。

2 企画提案書の作成

様式1により作成してください。

企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とします。

企画書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

3 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項目	日程	提出書類
公募開始	令和6年1月26日(金)	
質問書受付期限	令和6年2月9日(金)午後5時必着	様式第1号
質問回答	令和6年2月14日(水)(予定)	
参加申込の提出期限	令和6年2月19日(月)午後5時必着	様式第2号～第4号
企画提案書の提出期限	令和6年2月28日(水)午後5時必着	様式第5号～第6号
プロポーザル評価会議	令和6年3月22日(金)(予定)	
審査結果の通知・公表	令和6年3月下旬	

(2) 公募要領等の配布

- ① 配布期間 令和6年1月26日(金)～令和6年2月19日(月)

午前8時30分～午後5時(土日祝日除く)

- ② 配布場所 中津川市役所 農林部 林業振興課

(〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号)

※ 公募要領等は、中津川市ホームページに掲示します。

(3) 公募要領等に関する質問受付

- ① 受付期間 令和6年1月26日(金)～令和6年2月9日(金)午後5時まで

- ② 提出方法

質問は(様式第1号)の様式により、電子メール又はFAXにより提出してください。

* 提出後は、電話にて事務局に到着確認をお願いします。

* 電子メールの場合は、件名を「森の担い手育成拠点施設(ぎふ木遊館サテライト施設)企画運営業務委託」として送信してください。

- ③ 提出先

中津川市役所 農林部 林業振興課

TEL 0573-66-1111 (内線 242) / FAX 0573-66-1835

E-mail ringyou@city.nakatsugawa.lg.jp

④ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年2月14日(水)午後5時までに、中津川市のホームページにて公開します。

⑤ その他

電話でのお問い合わせには応じかねます。質問がない場合は提出不要です。

(4) 参加申込受付

① 受付期間 令和6年1月26日(金)～令和6年2月19日(金) 午後5時まで

② 提出方法

参加希望者は、参加申込書(様式第2号)、法人(団体)等概要書(様式第3号)、業務実績等調書(様式第4号)を、中津川市役所農林部林業振興課まで持参又は郵送により提出(期間内に必着)してください。郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。(期間内に必着とすること)。

(5) 企画提案書受付

① 受付期間 令和6年1月26日(金)～令和6年2月28日(水)午後5時まで

② 提出書類、提出部数

ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第5号

イ 見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第6号

③ 提出部数

各正本1部、副本5部

④ 提出方法

中津川市役所農林部林業振興課まで持参又は郵送により提出してください。

持参による受付は、平日の午前8時30分から午後5時までとします。郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください(期間内に必着とすること)。

⑤ その他

プロポーザル評価会議において、上記②の提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

(6) 参加に際しての留意事項

① 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合

オ 公募要領に反すると認められる場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

③ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

④ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

⑤ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑥ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑧ その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出された企画提案書等は、中津川市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日(土日祝日除く)の正午までに、辞退届(様式第7号)を中津川市役所農林部林業振興課に持参又は郵送により申し出てください。

(7) 見積書作成にあたっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

② 本事業実施に係る通信運搬費(郵送料等)、事務費(消耗品費等)は必要に応じて計上してください。

③ パソコン、複合機(コピー/FAX)等の設置に係る経費については、市の委託費に含みません。

④ 人件費については、労働条件、市場実態等を踏まえて適切な水準を設定してください。

(8) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

中津川市役所 農林部 林業振興課

TEL 0573-66-1111 (内線 242) / FAX 0573-66-1835

E-mail ringyou@city.nakatsugawa.lg.jp

(注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、FAX 又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

(注意2) メール送信の際は、件名に「森の担い手育成拠点施設（ぎふ木遊館サテライト施設）企画運営計画策定業務委託」と記したうえで送信してください。

第3 評価に関する事項

1 評価方法

評価は、市が別に定める委員により組織された「森の担い手育成拠点施設（森の担い手育成拠点施設（ぎふ木遊館サテライト施設）企画運營業務委託公募型プロポーザル評価会議）」が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目に沿って、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価会議構成員が評価・採点のうえ選定します。

2 評価会議

(1) 開催日・場所

日時：令和6年3月22日（金）10時～

場所：中津川市役所 403会議室（予定）

(2) 企画提案の所要時間（1提案者あたり）

プレゼンテーション 15分以内

評価会議構成員からの質疑 10分程度

(3) 注意事項

- ① 評価会議への出席は2名までとします。
- ② 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ③ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。
- ④ パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。企画提案書受付期限までに市に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ⑤ 参加者が多数となった場合には、プレゼンテーションを実施せず、質疑応答のみで評価を行う場合があります。

3 評価項目及び評価基準

別表「プロポーザル評価基準」のとおり

4 最優秀提案者の選定

・上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

・各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、各評価会議構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合

は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

・提案者が1名のみの場合、評価の結果においてプロポーザル評価要領に定める基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合は、事業を実施するときには、再度公募を実施します。

5 選定結果の通知及び公表

選定結果は、速やかに参加者に文書にて通知するとともに、以下の項目を中津川市のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ その他、最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

また、契約締結後、県のホームページにおいて、契約者、契約日、契約金額等を公表します。

第4 契約についての留意事項

1 契約方法

市は選定した優秀提案者と協議し、業務委託に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、市と優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には評価結果において評価点が次に高い提案者と協議を行います。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、中津川市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

中津川市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、中津川市は契約の解約ができます。この場合、中津川市に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、中津川市及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 問い合わせ先

中津川市役所 農林部 林業振興課

TEL 0573-66-1111（内線 242、244） / FAX 0573-66-1835

E-mail ringyou@city.nakatsugawa.lg.jp